

森林開発には**手続必要**

京都府豊かな緑を守る条例

～森林の開発規制の制度～

1 haを超える森林の開発行為は森林法に基づく規制の対象となっていますが、不適切な開発を未然に防止するため、平成18年4月1日から、1 ha以下の開発行為も、条例に基づき開発計画の事前協議が義務付けられています。

○森林開発行為の協議制度

面積が1,000㎡を超える森林の開発行為は、開発計画の事前協議が必要です。
(土石の採掘と土砂の搬入が伴わない場合は、3,000㎡を超える開発行為)

▷協議の手続

① 開発計画書の作成

○開発計画者はあらかじめ、京都府の森林開発行為実施基準に適合する計画書を作成します。

② 開発計画の提出

○開発計画者は、計画書を京都府に提出し、受付されると協議が始まります。

③ 協議の終了

○開発計画書が実施基準に適合したと認められたときは、協議を終了します。
(協議開始から60日を経過すれば、開発計画者は申し出により協議を終了させることができます。)



◇協議を迅速に終了させるために、森林開発行為の計画があれば、情報を積極的に提供いただきますようお願いします

◇制度の詳細内容は京都府ホームページ (URL <http://www.pref.kyoto.jp/forest/index.html>) でもご覧いただけます。

お問合せ先

振興局名	電話番号
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課	0774-21-3450
京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課	0771-22-1019
京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課	0773-62-2586
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課	0772-62-4306
京都府京都林務事務所治山課	075-451-5725
京都府農林水産部森の保全推進課	075-414-5021